

## 川崎市国民健康保険給付費返還金に係る延滞金取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、川崎市債権管理条例(平成25年川崎市条例第42号。以下「債権管理条例」という。)第6条に規定する延滞金の徴収等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(延滞金の支払義務)

第2条 国民健康保険給付費返還金(以下「返還金」という。)の納付義務者が、納期限までに返還金を納付しないときは、その期限の翌日から返還金を完納した日までの日数に応じ、債権管理条例第6条各項の規定により計算した額に相当する延滞金を納付しなければならない。

(保険者間調整に係る延滞金計算の基礎)

第3条 川崎市が保険者に対して返還金を請求し納付を完了できる(以下「保険者間調整」という。)場合は、納付義務者の同意書受付日から保険者による回答日までの期間は延滞金の計算を除く。  
2 前項における保険者間調整後に残額が生じた場合は、延滞金の額の計算の基礎となる返還金の額は、その保険者間調整を行った返還金の額を控除した額とする。  
3 保険者間調整が不可の場合は、納付義務者の同意書受付日から保険者による回答日までの期間は延滞金の計算を除く。

(延滞金割合の本則)

第4条 延滞金は、返還金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した額とする。ただし、第5条に定める延滞金割合の特例の規定は本条の規定に優先して適用する。

(延滞金割合の特例)

第5条 前条の規定にかかわらず、令和3年1月1日以降の期間に係る延滞金割合については、当分の間、次のとおりとする。

各年の延滞金特例基準割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合(各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合をいう。以下同じ)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中において、当該延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(徴収方法)

第6条 延滞金の徴収方法は、次によるものとする。

(1) 延滞金納付書による徴収

(2) 区役所及び支所国民健康保険主管課職員（金銭取扱員）による徴収

(延滞金減免の要件)

第7条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合に延滞金を減免することができる。

- (1) 川崎市債権管理規則(平成26年川崎市規則第18号)第20条第1項各号及び第2項第1号の規定に該当する場合
- (2) 納付義務者が延滞金を納めることが困難であり、区長が特に必要と認める場合

(延滞金減免の対象及び金額)

第8条 前条各号の規定により減免する場合、対象となる延滞金は全額とする。

(延滞金の減免申請等)

第9条 第7条各号の規定により延滞金の減免を受けようとする者は、延滞金減免申請書（第1号様式）（以下「減免申請書」という。）の提出により申請するものとする。

2 減免申請書は、各区役所及び支所国民健康保険主管課長までの決裁に付するものとする。

3 前項の決裁により、延滞金の減免又は減免しないことを決定したときは、延滞金減免承認決定通知書（第2号様式）又は延滞金減免不承認決定通知書（第3号様式）により、すみやかに納付義務者に通知するものとする。

(延滞金減免の適用除外)

第10条 延滞金減免の決定において、既に納付した延滞金についての減免は行わないものとする。

(延滞金の消滅時効)

第11条 延滞金を徴収する権利は、返還金の納付義務者が破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項及び債権管理条例第8条第2項の規定により責任を免れたときは、同時に消滅する。

2 返還金の徴収権の消滅時効が更新し又は返還金が納付されたときは、その更新又は納付された返還金にかかる延滞金の徴収権についても、その消滅時効が更新する。

3 延滞金の徴収権は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条第1項の規定により5年間その権利を行使しないときは時効により消滅する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。